

## 資料 1 1

「経済安全保障法制に関する有識者会議」  
推進法改正に関する検討会合（第2回）  
議事要旨

1 日時

令和7年12月4日（木）14時00分から16時00分までの間

2 場所

オンライン開催

3 出席者

(委員)

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授【座長】
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
兼原 信克	公益財団法人笹川平和財団 理事
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	経済同友会 地経学委員会 委員長
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

(政府側)

泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
早田 豪	内閣審議官
小多 章裕	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 (総括・企画担当)
佐々木明彦	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 (特定社会基盤役務担当)
高橋 文武	内閣参事官
加藤 拓馬	厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長

#### 4 議事概要

##### (1) 事務局説明

事務局及び厚労省より、資料1－1、資料1－2の内容について説明。

##### (2) 自由討議

<委員からのコメント>

- 資料1－1の9ページの個別の医療機関に関して、特定機能病院を念頭に指定することに賛成。事務作業が多くなると予想されることから、大学病院を始め、特定機能病院まずは対応していただくことが適切と思う。多くの病院が経営的にかなり苦しい状況にあるため、経済的に対応できるか、過度の負担にならないか、御確認されたい。段階的指定や、設備として想定するものには賛成。
- 支払基金について、提示いただいた設備を対象とすることに賛成。
- 基幹インフラとして医療分野を追加するに当たり、特定重要設備の選定に関して述べる。患者の個々の命は最も重要である。しかしながら、社会的な混乱についても視野を広げて考慮すべきである。現代はデータドリブン社会へと移行しており、電子カルテが機能不全に陥る事態は決して許容できない。過去に大阪急性期総合医療センターがサイバー攻撃を受け、混乱が生じたと聞いている。このため、今後の整備の検討に際してはハードウェアのみならず、電子カルテ等のデータソフトにも十分な配慮が求められる。
- 基幹インフラ制度の運用改善について、新たな制度を構築する際には、初期段階で多くの不具合が発生するものである。したがって、毎年定期的に制度を見直し、不具合の修正を継続的に行わなければ、やがて形骸化するおそれがある。制度は毎年点検し、必要に応じて見直しを実施すべきである。
- 経済安全保障推進法の成立後、着実な進展が見られていることは大変うれしく思う。関係各位の御尽力に敬意を表するとともに、本日事務局から示された今後の検討の方向性、基幹インフラへの医療分野の追加についても、賛同したい。是非それらの取組を力強く進めていただきたい。
- 特定機能病院を特定社会基盤事業者に加えることについては、賛成する。地域において極めて重要な医療活動を担っていることから、この点については是非推進すべきであると考える。加えて、病院の設計や財政状況等を踏まえると、緊急時において不可欠なインフラである以上、国として何らかの支援を行うことも検討する必要があると考える。

える。この点についても十分に検討されることを期待する。

- まず医療分野の追加については、結論として異存はない。しかし、特定重要設備の指定に当たっては、厚生労働省の審議会資料にもあるように、医療機関ではサイバー関係の知識、人材が不足しているとの指摘がなされていることを踏まえる必要がある。ベンダーの意見を十分に聴取する必要があると考えられるため、この点について配慮が求められる。
- 基本指針の事前相談に関する記載を読む限り、その趣旨は官民間の意思疎通及び信頼関係の醸成であると理解している。制度の運用改善として、今回提案された文言を見ると、「適切な時期に事業所管大臣へ事前相談を行う」や「周知する」といった表現となっており、事前相談を必須とするように読める。制度改善の趣旨には全面的に賛同するが、基本指針の事前相談の趣旨からすれば、より柔軟な表現でもよいのではないか。現行案は誤解を招くおそれのある表現である。
- 手続書類の事務負担軽減や議決権保有割合の確認タイミングについては、経済界からも要望がある事項であり、この方向で検討を進めてほしい。
- 特定機能病院を中心として、国の医療分野において医療機関を加えることについて、非常によく整理され検討されている。この方向で進めるべきである。ただし、今後検討すべき点は主に二つある。
- 第一に、大学病院や地方の総合病院の経営基盤が脆弱であると指摘されていることを踏まえ、国が基本的な経営基盤の強化、人的資源の強化、更にはネットワーク構築のためのノウハウ提供や支援など、総合的な支援政策を推進する必要がある。
- 第二に、特定機能病院の機能として高度医療のみならず災害対応を加えたことは評価したい。救急医療や災害対応は経済安全保障上極めて重要な要素である。しかしながら、これらには地域性が大きく影響する。医療過疎地域、あるいは北海道、沖縄県など、地理的条件によって医療基盤に脆弱性を有する地域が存在するため、これらの地域における医療上の課題についても、迅速な対応が求められる。
- 基幹インフラ制度の運用改善について基本的に賛成する。
- 経済安全保障のフレームワークの中で基幹インフラとして医療機関を追加し進めることに賛成である。一方、医療データの一元化や医療のDX化については、SIPを利用す

るなど様々なフレームワークの中で取り組んできたが、これが非常に難しいという現状を痛感している。医療分野においては、例えば京大系、東大系、日本医師会系など、ベンダーもそれぞれ異なっており、一元化は極めて困難である。そのため、特定の医療機関をこの枠組に組み入れていくことについて、具体的にどのように進めていくのか、明確には理解できない状況である。

- とりわけ重要なのは、どこが基幹インフラとして認定されるとしても、一般的にその対象となる大規模医療施設は、先に指摘があったとおり、財務基盤が非常に脆弱であるという点である。大学病院も含め、機関としての財政支援は文科省から一定の補助がある一方、厚生労働省は診療報酬体系の中で対応している状況である。
- 今回議論されているDX化について、社会保険診療報酬支払基金を通じて進めることとなっているが、その実態についてはいまだ十分に把握できていない。どれほどの基金があり、その基金からデータの問題をどの程度の規模で扱うことができるのかは不明である。診療報酬基金の中でこれを実施することが果たして妥当かどうかかも判断しかねるため、これについては説明を求める。
- この医療のインフラに関する安全保障に係る議論を進めるに当たり、別枠の予算でなければ動かし得ないほど、極めて大規模な国家投資が求められるものと考えられる。この施策を診療報酬支払基金の枠内で実施することが最も妥当であるか否かについては、正直なところ、適切性について明確な判断を下し難い点が最大の疑問である。現時点で、その規模がどの程度であるかについて具体的な把握は困難であるが、実際に資金規模を示した場合、極めて多額の資金が必要となることは明白である。これに関連し、現在国会において議論が行われているとも聞いたが、規模感が果たして妥当なものであるかについてはいまだ理解に至っていないのが実情である。医療DXの推進においても、相当規模の資金投入がなされているものの、思うように進展していない現状がある。以上を踏まえ、現状の方針で果たして十分であるかについて疑義を有することを指摘する。
- 運用改善については、法令上の対応を順次進めていくことに異論はなく、この方針で進めていただきたいと考える。
- 医療に関しては、特定機能病院をまず優先し、段階的に進めることが妥当であると考える。ただし、特定機能病院を選定する際に用いられてきたKPIや足切り方式については、今後は見直すべきであると認識している。例えば、従前の指摘にもあったように、過疎地域の状況に十分配慮する必要がある。具体的には、ドクターヘリが何分以内で到

達できる病院が一つも存在しない地域については、何らかの補完策を講じる必要があると考える。このような決定は非常に困難であるため、数値基準のみならず、何らかの委員会等を設けて総合的に判断する仕組みを導入するのが望ましいと考える。

- 運用改善に関しては、経過措置の見直し規定や届出が必要となる場合の明確化についても妥当であると判断する。さらに、事前相談については、現状でも周知は図られているものの、より能動的な相談、すなわちピンポイントでインタビューを行うなど、積極的に対応する必要があると認識する。
- 特定機能病院を念頭に指定を行うという方向性については、賛同する立場である。対象病院の選定に際しては、事業規模を踏まえて地域性を考慮しつつ、段階的に指定範囲を拡大するという方針にも賛同するものである。その際、実際に当事者が準備をしたり、ベンダーがどのように関与するのか、とともに、それらを支援する側の関わり方についても検討を要するので、行政側の関わり方や支払基金が適正かどうかも含め、計画性及び予見可能性を関係者に明確に示すことが極めて重要であると考える。取組に対する広範な支援を得るためにも、可能な限り時間軸を明確にするなど、配慮が不可欠である。特に、関西地域についても、地域特性を踏まえた議論の中で産業界も含めてどのように関与していくかという点に関し、時間軸を含めた計画性と予見可能性を高めることが重要であり、このことを要望する。
- 基幹インフラ制度の運用改善について論点が挙げられているが、これは実際に運用に関わる立場からしても、手続上の負担や不明確であった点を明確にする方向性であり、各論としても理解している。よって、こうした改善を着実に進めていただきたいと要望する。
- 特定機能病院を指定することに賛成である。また、スマールスタートで段階的に拡大していく方針にも賛同するものである。様々な困難な条件が存在し、地方性が強い状況であるため、明確かつ整然とした基準を設け一律に実施するよりも、状況を丁寧に把握できる場を設け、委員会等を設置し、国、地方公共団体、産業界がどのような支援を行うことが可能かについて、一定の期間をかけて進めることができると想い、望ましいと考える。
- 運用改善についての法改正にも賛成である。基本指針に基づき実施可能な事項については明確に変更を加え、官民の協力をより具体的かつ円滑に進める方向で、一定期間の経過後には、実施することに賛成する。

<事務局からの回答>

- 対応する病院が経営状況に困難を抱えているとの御指摘や、過度な負担を懸念する御意見があった。今後、法律が成立し省令等が検討される段階においては、厚生労働省や関係機関、対象となり得る病院等と十分に協議を重ねながら、丁寧に進めていく。
- 設備に関する御指摘では、個人の命に限らず社会的な観点から重要な設備やデータ、特に電子カルテが重要ではないかとの御意見が示された。基本指針にも記載されているが、経済安全保障法の観念としては広範囲又は大規模社会的混乱を防ぐ観点、また役務が停止した場合の問題も考慮すべきである。今後、設備については、委員の御指摘を踏まえ、慎重に検討を進める必要がある。
- この設備や事業者指定に当たり、将来的な負担が増す可能性があるため、国による支援の在り方についても言及があった。基幹インフラになったことをもって支援が可能になるということはないが、厚生労働省などと連携しながら、基幹インフラ事業者となる病院への制度説明や事前相談などを丁寧に行い、負担軽減に努める考えである。
- 医療機関のサイバー関係の知識、人材の不足の御指摘、ベンダーへの十分な意見聴取が必要との御意見があった。省令事項を定めるに当たっては、対象となる病院に限らず供給者等の意見を反映させるべきであり、丁寧に決定していく方針である。
- ノウハウの不足や事業者対応の難しさがあること、また高度医療だけでなく災害救急対応を追加したことが重要な観点であるとの認識が示された。地域差も大きく、病院ごとに状況が異なるため、厚生労働省の専門性も活かしつつ、省令事項策定に当たり事業者の実態を踏まえ、今後どの病院から指定するか検討していく必要がある。
- 御指摘のとおり、病院ごとに導入されているベンダー等が異なる場合があるため、どの医療機関が適切か、また先にどこから指定していくかについては、今後慎重に検討を進める必要があると考える。今後は、事業者となり得る医療機関やベンダーに対し、丁寧にヒアリングを実施していく。
- ドクターへリの到達可能地域など、地域特性に関する御指摘があったと認識している。今後、医療部会や有識者会議などで、国会において本法案が審議・整理された後、省令、告示の検討段階にて、数値化が困難な事項についても多様な意見を伺いながら総合的に決定していく必要があると考える。
- 現時点では医療の追加に係る特定重要設備や対象事業者について正式に決定していないが、事業者が対象設備を自ら導入する場合、その内容を審査することとなる。事業

者が導入する設備について審査を行うものであるため、導入自体について政府が直接手当するものではないと考える。

- 時間軸を明確にした上で、丁寧に予見性を持った計画を策定することが重要であることは御指摘のとおり。厚生労働省が示した初年度の方針では、地方ごとに少なくとも一つの病院を対象とし、三年度目までには全国 47 都道府県に少なくとも一つの病院を目指す方向性が示されている。今後、法律や省令の制定段階においては、それぞれの状況を踏まえ、議論の場を設ける必要がある。委員からのコメントを参考にしつつ、医療部会や有識者会議等の場でも相談し、今後の進め方を検討していく。
- 事前相談についても、コミュニケーションを密にすることが趣旨であり、現段階では決定事項はないが、委員の御意見を丁寧に伺いながら、趣旨に沿った対応を行う考えである。コミュニケーションを密に行いながら、今後、具体的な考え方については引き続き検討を重ねていく。
- 事務負担の軽減に関しても、皆様の意見を丁寧に伺いながら検討を進める方針である。
- 事前相談に関して、周知や能動的な対応についても、御指摘のとおり各事業主管省庁における工夫が求められる。今後の審査過程において、適切なタイミングや手法について日々検討を重ね、より密なコミュニケーションを図るためのツール等についても、各省庁と情報を共有しながら対応していく。

#### <厚生労働省からの回答>

- 御指摘のあったシステムの部分については、まさに電子カルテを議論する際には、医療機関ごとに導入しているシステムが大きく異なることが極めて重要な要素である。電子カルテについては、現場の医師やベンダー等、様々な関係者からヒアリングを実施しており、どのように取り扱うべきかについて厚生労働省及び内閣府が連携し、今後検討を進める予定である。
- 社会保険診療報酬支払基金について、全ての保険医療機関が実施した診療に関して、その請求を保険者に行っているが、審査・支払の適時適切な実施のため、保険者から委託を受けて、審査・支払業務を担当している。市町村国保等については、各県に設置されている国民健康保険団体連合会が担っており、健康保険組合や協会けんぽ等の審査・支払いを一元的に実施しているのが社会保険診療報酬支払基金である。この支払基金とは、医療保険制度に関する資金を指すのではなく、審査及び支払を担う組織の名称で

ある。この組織は、全国の医療機関から提出されたレセプトを審査し、支払を行うという体制を有しており、オンライン資格確認等システムの担い手となっている。こうした経緯から、今後の医療 DX において中心的な役割を果たすものと位置付けられている。現在、国会で審議されている医療法においても、社会保険診療報酬支払基金は医療 DX 推進組織として組織改編を行い、名称も改める予定である。これにより、医療 DX の中心的役割を担う存在となっていくものと考える。

- 医療 DX に関する予算規模については、現時点で手元に具体的な数字はないが、DX 構築のための予算を支払基金自らが賄うものではなく、政府が必要な予算を確保し、その上で支払基金が主体として業務に従事している構造である。費用が不十分であるとの御指摘については承知し、今後どのような対応が可能かについて引き続き検討していく。その都度必要な予算は別途確保しつつ、全体として円滑に医療 DX を推進できるよう、政府としても取り組む考えである。

#### (3) 事務局説明

事務局より、資料 2 の内容について説明。

#### (4) 自由討議

<委員からのコメント>

- ゲノムデータ、個人健康データを対象データとして入れていただき感謝。ゲノムデータなどは生命保険などにも大きく関わってくるため、対象データとして入れることが重要。科学的な見地からはゲノムデータを個人健康データと照合しながら解析することも必要となり、省庁を越えて共有することも必要。また、スタートアップでは今後こうしたデータの活用を希望する事業者が増えてくると考えられる。是非事業者の負担を軽減し、利用者が使いやすい形となるようお願いしたい。
- 質問の前に、資料 2 の 2 ページ「基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータ」について確認をしたい。例として、「特定重要設備を稼働させるために必要なデータ」が挙げられている。特定重要設備を導入したり、重要な維持管理を委託したりすることについては、リスク管理措置を定めることが必要と理解している。「特定重要設備を稼働させるために必要なデータ」に関する措置としては、設備内容や状況を示すようなデータが改ざんされたりすることで、リスク管理措置の内容が骨抜きになるようなケースを検討するということなのか。それとも、9 ページでは、「制度の全体イメージ」としてはデータセンター・クラウドサービス上のデータの防護に関する措置が記載されており、「基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータ」に関する措置として、9 ページのデータセンター・クラウドサービス上のデータ防護が検討されているという

ことなのか。資料上よく分からなかった。

- 一点目として、データセキュリティに関連して、11月14日の有識者会議の資料がホームページに掲載されており、それを見た企業から懸念や心配の声が挙がっている。非常に関心が高く、懸念も大きいので、慎重に検討していただきたい。二点目として、保護の対象となるデータや、大量のデータを保存・処理している者に関する措置を議論しているが、誰からデータを守るのかが曖昧なまま、防護の議論ばかり進むのは問題である。
- また、資料2の2ページ（2）では、基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータを守るために、基幹インフラ制度の運用改善等の対応を検討すべきとのことだが、どの程度のことを想定しているのか、この資料だけでは分からぬ。基幹インフラ事業者は役務の事前届出や特定重要設備の事前届出をしなければならない上に、今後、サイバ一対処能力強化法の関係で負担が増える。本制度だけでなく経済安全保障施策全体として、安全保障の目的と規制手段のバランスを検証しながら検討を進めるべきである。
- データセンターは今後の経済活動の基盤となるため、その活用を阻害しないことが重要である。データセンターに関する規制措置を検討するのであれば、規制の対象を明確にし、目的に照らして適切な手段を探るべきである。
- 最後に、安全保障上重要なデータの防護について、米国は連邦レベルの個人情報保護法を持たない国であり、また、日本は米国のように特定国を指定するやり方は採り得ないだろうことから、米国の制度は例として特殊ではないか。欧州その他の国の例を参考に加えるべきである。
- 民間保有データの保護は極めて重要であり、取組を進めることはすばらしいと思う。経済安全保障と個人情報保護は目的が異なるため、個人情報保護と違う観点で民間データ保護の設計が必要である。特にゲノム、位置、金融、医療などの個人データは、広範に収集した上で、サーチエンジンにかけて必要な者の情報を抽出・加工することは諸外国の諜報機関では一般的になっており、情報の安易な国外移転や国外企業への委託などに関する管理方針の明確化が不可欠である。事業者負担への配慮は必要だが、安全保障は国家の責任であり、政府は説明と協力要請を適切に行うべきである。  
また、基幹インフラはクラウド中心に移行しており、手元のハードウェアは単なる端末化している。このため、基幹インフラ事業者の持つデータの保護についてはクラウド内データの保護を運用改善として検討することが重要である。
- クラウド利用は世界的に主流であり、政府データもクラウドで処理されている。日本

でも民間のクラウド利用は急速に進むと予想され、AIによるクラウド内処理が標準となる。そのため、データセンターのベンダー選定やサプライチェーンリスクについて十分な検討が必要である。DXの進展と人員不足を踏まえ、クラウド保護策を真剣に検討すべきである。

- 守るべき民間データの範囲と指定方法を明確化する必要がある。また、そのデータをどのように保護するかという具体策も検討すべきである。民間事業者の負担は大きいが、政府による監視（サーベイランス）体制の整備は不可欠であり、安全保障は政府の責任である。さらに、米国では官民・主要インフラ・軍を統合した政府クラウドと強固なファイアウォールで保護しており、日本においても同様のセーフガードを構築しなければならない。国家主体のサイバー攻撃は多い。日本もサイバーアンテリジエンス能力とファイアウォールの能力をしっかりと持たないと抑止できないという認識を持つべき。
- 全体的に、法制的に若干問題があるのではないかという印象を持っている。安全保障上の重要なデータを守るということで、ゲノムデータ、位置情報、生体認証情報、金融情報などが挙げられているが、我が国においては、保安という観点で個別の情報は個別法に紐づいて規律されているものが多い。今回「保安」という言葉を「国家安全保障」という形に変えることで、規制対象が非常に広くなってしまわないか。また、個別法との整理をどうするのかという点に懸念を持っている。
- 個別に対応すればよいと考えるが、ゲノムデータの漏えいについては、確かに由々しき問題があったのは事実であり、こうした観点から、何らかの法的措置は必要である。
- 基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータについては、経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の枠内で対応すればよいと考える。
- 国家安全保障にとって重要なデータという漠然とした概念に対して、どのようにアプローチするのかが不明であり、十分留意して検討すべきである。
- 次に、データセンターの問題である。我が国の行政のデータは現在、基本的にガバメントクラウドでデータ処理を行う方針であるところ、ガバメントクラウドを提供する日本企業は1社のみで、ほとんどが外国企業による提供である。この実態を踏まえ現実的な規制を検討することが必要。欧州のデジタルマーケット法を真似した結果、摩擦が生じている事例もある。

- 何からデータを守るかという点について、テクノポーラーな社会において、国家だけでなく、非国家主体から守るという場合もあるのではないか。「何から」という点については様々な影響を考える必要があり、テクノポーラーな社会においては、企業の脅威という点も、かなり意識しなくてはいけないと思う。
- データの概念が変化してきており、人間が見るデータと、AIにとって重要なデータの形が変化している。AIの発展が日進月歩の中で、対象データの考え方がクラシック過ぎるのではないか。AIの専門家の人に、AIから見たデータの形を聞いた上で検討された方がよいのではないか。
- 現場のインセンティブを理解できているのかという点が一番気になる。
- 大量のゲノムデータを蓄積し、利活用を行うミッションを持っているところに対して、データの防護という別のミッションを与えることになるが、各国の法制上の仕組みをそのまま当てはめるということが、本当に効率的な方法で、我が国の個人データを保護していくことにつながるのかという疑問を持っている。
- 財政的な支援、あるいは制度的な支援が、同時並行的に入っていない限り、法制度として形ができたとしても、現場の中でハレーションが起こる、あるいは様々なサボタージュが起こってしまうのではないか。
- また、法整備のコストアンドベネフィット分析がどこまで行われているのかという点が最大の疑問点。同じことは、データクラウドの問題にもある。各国では、ほとんど大型のデータクラウドが形成されているわけで、今後、ますますデータが巨大化するに応じて、電力の使用量が拡大していくことも明らかである。そのことが、我が国における電力のクラウドアウトを発生させる、あるいはその費用の上昇を発生させるということも予想できる。
- 我が国の電力インフラをどうしていくかという、コスト的な問題も含めて同時に考えた上で、この法整備というものを進めていく必要があるのではないかと思う。
- 他の委員の懸念点は産業界から見てもそのとおりで、現状のまま法制度化された場合に企業がどの程度負担か分からぬ。
- 大手企業やサイバーセキュリティに知見のある企業は、生成AIを活用したサイバー攻撃防止機能を持つクラウドサービスを選択している。国内でも生成AIによる攻撃防

御の提案が進められており、企業はそれを踏まえてデータ配置を検討している。

- クラウドサービスには外国のサービスが含まれており、法整備より先にその点を精査すべきである。その方が効率性とスピード感を確保できると考える。
- 守るべき個人データは、外国によって戦略的に利用されるリスクがあるものと考える。ゲノムデータなどの重要性については広く同意が得られると考える。その上で、個人データの防護の範囲は、個人情報保護法やその他の法制と共に通の認識を持って定めることが重要と考える。
- 資料によると米国では大量の機微個人データに対し、機微度に応じた閾値を定めていることが見て取れる。民間事業者の負担を考慮すると、日本でも閾値設定の手法を導入する余地があると考える。
- データセキュリティは経済安全保障上、重要な課題であるため今回提示された新制度の検討を進めていただきたい。その際、国際約束との関係で問題が生じないよう、制度設計時には国際約束への配慮が必要である。
- 個人情報保護とデータセキュリティは経済安全保障上、重要な課題であるため、検討を進めるべきである。
- クラウドサービスやデータセンターに関して、日本がサイバー空間で規律管轄権を十全に行使できるよう制度を整備する必要がある。サイバー空間における主権行使は国際的に議論が定まっていないため、日本法でまず定めることが重要ではないかと考える。
- 現状の方向性は漠然としており、本当にこれでやるのか実効性に疑問を持たれかねない。また、データセンター等に関しては厳しい国際標準を取得している。標準と基準は違うと言うかもしれないが、過剰な負担とならないよう配慮すべき。
- 各委員から繰り返し意見が出されたように、産業界の立場からも慎重な検討を求める。現状ではロジックが不明確であり、ミスリードを避けるため、議論を丁寧に進める必要がある。
- 今日出た懸念や課題、他の委員から意見のあった技術進歩との関係におけるスコープの意義といった意見も併記しながら議論を行うことが望ましい。

- 民間データを政府が経済安全保障の観点から保護する議論はこれまで行われておらず、今後必要である。ただし、全体のサイバーセキュリティ戦略の枠組の中で検討しなければ、どの民間データをどのように守るのか、政府の役割は何かといった基本方針が不明確なままになる。現状では官民の重要なデータを保護するセーフガードや、政府がデータをどう活用するかのポリシーが存在しない。
- さらに、脅威の主体は国家であり、民間ハッカーも国家に利用されているケースが多い。この強大な敵に対抗するためには、サイバインテリジェンスを含む包括的な戦略が不可欠。サイバーセキュリティ全体の戦略なしに民間データ保護のみを議論すると混乱を招くおそれがある。議論を開始したことは評価するが、慎重に検討すべきである。

<事務局からの回答>

- 基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータやそれに対する措置について御質問があった。基幹インフラ役務を提供するに当たって必要なデータは各インフラ事業者が保有しており、クラウド等に保存されているケースもある。データセンター・クラウド事業者に関する規律自体は、今回のデータセキュリティ制度の範疇で検討していく予定。それと連動はしつつも、基幹インフラ制度の運用改善は、個人機微データや、データセンター・クラウドサービスの規律とは別に検討する。
- 慎重に検討いただきたいと御指摘いただいた。事業者の話をよく聞きながら、負担が重くならないような制度設計を考えていきたい。また、基幹インフラ制度の運用改善等の対応についても、安全保障の目的と規制手段のバランスを検証しながら検討していく。データセンター・クラウドサービスは、重要なインフラであり、今後ますます利用が伸びていく分野だと考えている。ターゲットを明確にして必要な措置を検討していきたい。
- 機微個人データについて、米国の措置が特殊との御指摘を頂いた。日本では、個人情報を保護の観点から個人情報保護法があるが、安全保障の観点からデータを守るような制度はない状況。米国制度は、安全保障の観点からデータを守る措置の事例として紹介をさせていただいた。また、欧州においても、安全保障の観点からセンシティブデータを防護するような取組が、今後行われていく予定と聞いている。他国の制度をそのまま参考にして、制度を作ることはせず、我が国としてどのような制度が現実的か検討していきたい。
- 民間保有データをどう保護していくのかが重要だととの御指摘を頂いた。既存の法律

でカバーされていない部分について、追加的な措置が考えられないか、検討を進めていきたい。

- クラウドのサプライチェーンリスクに関する御指摘も頂いた。外部からの行為によって情報が漏えいしないための措置について検討していきたい。
- サイバーセキュリティについても御指摘を頂いたが、国家サイバー統括室（NCO）と連携しながら検討していきたい。
- アプローチが分からぬとの御指摘を頂いた。具体的なアプローチは、本日の資料には記載していないが、事業者の方とよく議論しながら、実効性のある負担の少ない制度を検討していきたい。
- 各国の制度についても御指摘も頂いたが、各国の制度は各国の制度として、我が国としてどのような制度が良いのか一から考えていきたい。
- 国家主体だけでなく、非国家主体も考えたほうがいいのではないかとの御指摘を頂いた。非国家主体も念頭に検討していきたい。
- AIの観点からデータを考えることも重要な論点と考える。今回御提示させていただいた個人データ、基幹インフラ以外のそいういったデータも安全保障上重要なデータとして考えられる。引き続き検討を進めていきたい。
- コストアンドベネフィットについてどこまで分析できているのか御指摘を頂いた。事業者の方の負担にならずに、最大限の政策目的が達成できるような制度を検討していきたい。
- 外国のクラウドサービスを精査すべきとの御指摘があった。国内外のクラウド事業者の実態を確認しながら制度を検討していきたい。
- 個人データの防護の範囲に関する御指摘について、個人情報保護法や諸外国制度も踏まえて検討していきたい。また、米国の閾値設定手法も選択肢として検討していきたい。
- 國際約束との整合性に留意すべきとの御指摘を頂いた。関係省庁と連携しながら、国際約束についても問題のない制度設計を進めていきたい。

- サイバー空間における管轄権の御指摘も非常に重要な論点。この点も検討していくたい。
- 慎重な検討が必要との御指摘については、事業者負担を軽減し、実効性のある制度を目指す方針。本日の御意見を踏まえ、制度設計の検討を継続していきたい。

以上